土浦市中小企業振興資金融資制度の変更について

１　制度概要

　市内の中小企業者に対して，事業資金の融資とその保証をあっせんし，中小企業の振興を図るために設けられている制度です。借入の条件としては，市内に１年以上住居または事業所を有する者で，市税を完納した者またはその見込が確実な者であることが条件となっております。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 制度名 | 資金使途 | あっせん限度額 | 返済期間　　（据置期間） | 利子補給 | 保証料補給 |
| 自治金融 | 設備資金  運転資金 | １，０００万円 | ７年  （６ヶ月以内） | ○  （３年間）  補給上限利率  （変更後）１．０％  （変更前）１．５％ | ○  （全額） |
| 振興金融 | 設備資金  運転資金 | ２，０００万円 | ７年  （１２ヶ月以内） |  | ○  （全額） |

＊H29.3.21現在貸出利率（自治金融１．０６％，振興金融１．２６％）

２　変更内容

（１）　土浦市融資あっせん利子補給金における利子補給率上限について

[変更後]　上限利率　１．０％

[変更前]　上限利率　１．５％

　　＊今回の変更に伴いまして，自治金融では０．０６％（１．０６％－１．００％）分の自己負担が発生します。

（２）　設備資金における車輌購入資金について

[変更後]　３・５ナンバーの乗用車は，１台につき車輌価格の上限を３００万円とし，３・５ナンバーを除くものについては，上限は設けない。３・５ナンバーの乗用車で，車輌価格が３００万円を超える場合は，理由書を添付し，あっせん審査委員会で諮ることとする。

　　　　　 （例）４００万円の乗用車購入のために借入する場合

　　　　　　　 ３００万円（自治金融）＋１００万円（自己資金）

[変更前]　乗用車タイプは，１台につき車輌価格の上限を２００万円とする。

（３）　借換後の利子補給について

[変更後]　借換後の利子補給については，借増分のみ補給することとする。利子補給をする額に，１円未満の端数が生じたときは，当該端数金額を切り捨てることとする。

[変更前]　借換後の利子補給については，全額補給対象とする。

**借換**

（例）

**３００万（返済済み）**

**２００万**

**借入５００万**

**１００万**

**２００万**

**借換３００万**

**補給対象**

**補給対象外**

【適用日】

【お問い合わせ先】

土浦市産業部商工観光課

商工労政係 担当　田中，高橋

電 話　029-826-1111(2704)

ＦＡＸ　029-823-9220

平成２９年４月３日　月曜日　申込分から

【お問い合わせ先】

土浦市産業部商工観光課

商工労政係 担当　高橋，田中

電 話　029-826-1111(2704)

ＦＡＸ　029-823-9220